



## 植物公園



### たそがれサマーコンサート 出演者募集

たそがれサマーコンサートにボランティアで出演していただく出演者(団体または個人)を募集します。  
 ◆とき... 8月1日(金) 午後5時~8時40分(予定)  
 ◆ところ... 植物公園花の広場水上ステージ(雨天時は緑の館展示会場)  
 ◆応募条件... 市内・市外在住は問わない プロ・アマは問わない 歌や演奏の形態は自由 演奏時間は15分以内 楽器は出演者が持ち込み、生演奏に限る(ピアノ1台とマイク7本は同園が準備)  
 ◆申し込み... 指定の申込用紙に必要事項を書き、同園で演奏をしたことのない場合は代表曲を録音したテープまたはCD(MDは不可)を添え6月28日(土)まで(必着)に郵送か持参で同園(〒611-0031 広野町八軒屋谷25-1、☎39-9387、毎週月曜日は休園)へ。指定の申込用紙は同園にあります。  
 ◆選考方法... 演奏形態・演奏曲目・提出していただいた演奏テープを審査し、最大で10組の出演者を決定。

# 介護保険サービスの 利用料減額制度のお知らせ

一定の要件を満たす人は事業所へ支払う介護保険サービスの利用料を減額することができます。減額制度を利用するには申請手続きが必要です。既に同制度を利用している人も、6月30日(月)までに更新手続きをしてください。 問 介護保険課

## 1 介護保険施設での 食費・居住費(滞在費)の減額

◆対象: 介護保険施設に入所・入院している、若しくはショートステイを利用している人  
 ◆要件: 利用者負担段階が左下表1の第1~3段階のいずれかに該当すること  
 ◆減額される費用: 申請して承認されると、左下の表1のとおり負担限度額が適用されます。  
 特別減額措置と京都府独自軽減制度  
 介護保険施設に入所・入院している人(ショートステイ除く)は左下表1の要件に該当しない場合でも、左下表2の制度は平成21年3月31日終了となります。

【表1】介護保険施設の負担限度額と基準費用額(1日あたり)

| 利用者負担段階 | 要件   | 居住費(滞在費) |          |       |       |      | 食費    |
|---------|--|----------|----------|-------|-------|------|-------|
|         |  | ユニット個室   | ユニット型準個室 | 従来型個室 |       | 多床室  |       |
| 1       | 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者                            | 820円     | 490円     | 320円  | 490円  | 0円   | 300円  |
| 2       | 市民税非課税世帯で、課税年金収入額+合計所得金額(課税年金収入に係る雑所得を除く)の合計額が80万円以下の人 | 820円     | 490円     | 420円  | 490円  | 320円 | 390円  |
| 3       | 市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人                                  | 1640円    | 1310円    | 820円  | 1310円 | 320円 | 650円  |
| 基準費用額   |  | 1970円    | 1640円    | 1150円 | 1640円 | 320円 | 1380円 |

基準費用額とは、全額自己負担した場合の平均的な費用の額です。実際の費用は、施設との契約によって決められます。基準費用額と負担限度額との差額は介護保険から、施設へ給付されます。

【表2】市民税課税世帯の人が減額されるための要件

| 特例減額措置  | 京都府独自軽減制度  |
|---|--|
| 世帯の構成員が2人以上<br>入所前の世帯の年間収入から、介護保険施設の利用者負担額(介護サービス費、食費、居住費の年間合計額の見込額)を除いた額が80万円以下      | 世帯の構成員が2人以上で、かつ65歳以上<br>入所前の世帯の年間収入から、介護保険施設の利用者負担額(介護サービス費、食費、居住費の年間合計額)と病院等療養病床の患者負担額(医療一部負担額、食費、居住費の年間合計額)の見込額を除いた額が150万円以下 |
| 《共通》<br>入所前の世帯の預貯金等の額が450万円以下<br>入所前の世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない<br>介護保険料を滞納していない |  |

◆災害等で損害を受けた場合の減免◆  
 次の要件に該当する場合、申請して承認されると申請の翌月から3~6か月間、利用料が減額または免除されます。詳しくは介護保険課へ。  
 ◆要件... 生計を主として維持する人の収入・財産等が以下の損害により減少した場合  
 風水害等の災害 死亡、心身の重大な障害 長期入院 事業の休廃止、著しい損失、または定年を除く失業など  
 ◆障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用者への全額免除◆  
 次に該当する場合、申請して承認されると介護保険法によるホームヘルプサービス利用料が全額免除されます。詳しくは介護保険課へ。  
 ◆対象... 障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用において、生活保護の境界層で利用料が0円に認定されている人  
 ◆要件... 次のいずれかに該当すること  
 65歳になる前の1年間に、障害者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助)を利用した人で、65歳になって介護保険適用になった 40歳から64歳までの人で、特定疾病により要支援・要介護の状態になった

## 2 社会福祉法人等による 利用料の減額

◆対象: 市に利用料の減額を行うと申し出た社会福祉法人等の特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスなどの利用者。詳しくは介護保険課やケアマネジャーへ。  
 ◆要件: 次のすべてを満たすこと(生活保護受給者、旧措置入所者として負担軽減を受けている人は満たしていても減額されません) 市民税非課税世帯 年間収入額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した

ホームヘルプサービス(訪問介護)利用料減額制度は6月30日(月)で終了します。この制度をご利用の方は7月1日(火)から利用者負担割合が6%から10%に戻ります。

額)以下 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下 世帯が日常生活に使う資産しか所有していない 負担能力のある親族等に扶養されていない 介護保険料を滞納していない  
 なお、施設に入所して

## 1・2の申請と更新の手続き

◆新たに認定を受ける人  
 本人や家族だけでなく、ケアマネジャーの代行申請も可能です。申請に必要なものは下表3のとおりです。  
 19年度の介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額減額適用者確認証を持っていない人(対象者には通知をしていますが、①・②とも、引き続き認定を受けるためには更新の手続きが必要です。必要なものは下表3のとおりです)。  
 特別養護老人ホーム旧措置入所者 平成12年3月末までに、特別養護老

【表3】減額認定の申請に必要なもの(申請書等は介護保険課にあります)

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ①介護保険施設での食費・居住費(滞在費)の減額 | 申請書 印鑑<br>特例減額措置、京都府独自軽減制度の場合は加えて次の書類が必要... 被保険者及び世帯員の収入・資産等申告書 介護保険施設(病院等療養病床)の利用者負担額(患者負担額)となる介護サービス費(医療一部負担額)・食費・居住費のそれぞれの年間見込み額が確認できるもの |
| ②社会福祉法人等による利用料の減額       | 申請書 被保険者及び世帯員の収入・資産等申告書 印鑑  |

人ホーム(介護老人福祉施設)に入所していた人(旧措置入所者)で、利用者負担額減額・免除等認定証(黄色)、特定負担限度額認定証(ピンク色)をお持ちの人も、更新手続きが必要です。

◆この宇治市政だよりは、古紙を配合した再生紙を使っています。限りある資源を大切に◆

特定健康診査・健康診査・生活機能評価のお知らせ

# 健診で知ろう 自分の健康

今年度から、「基本健康診査」にかわり、「特定健康診査」・「健康診査」を行います。皆さんも、同健診や生活機能評価を受診し、自分の体の状態を知り、健康づくりに役立ててください。受診方法等については下表をご覧ください。

問い合わせ / 国民健康保険課・年金医療課・健康生きがい課



|          | 対象・担当課   | 期間                  | 内容  | 一部負担金  | 持ち物                     | 受診場所                                       |
|----------|--|---------------------|---|--|-------------------------|--|
| 特定健康診査   | 40歳以上75歳未満の市国民健康保険加入者(国保人間ドック受診補助により人間ドックを受診した人を除く)<br><国民健康保険課> | 7月1日(火) ~ 12月27日(土) | <検査項目><br>問診 身体計測 血圧測定 理学検査 尿検査 血液検査 2<br><医師の判断により実施する項目><br>心電図 貧血検査 眼底検査 | 1000円。ただし、次に該当する人は免除されます。<br>昭和13年3月31日以前に生まれた人<br>昭和13年4月1日以降に生まれ、非課税世帯に属する人。ただし、事前に「免除申請書」で申し込み後、免除券を持って受診(下囲み「一部負担金免除の申し込み方法」参照)。 | 市国民健康保険被保険者証・免除券(対象者のみ) | 直接、宇治市・城陽市・久御山町の各協力医療機関へ。宇治市は下表「協力医療機関」参照。 |
| 健康診査     | 長寿(後期高齢者)医療制度加入者<br><年金医療課><br>40歳以上の生活保護世帯に属する人<br><健康生きがい課>    |                     |   | 無料   | 後期高齢者医療被保険者証            |  |
| 生活機能評価 1 | 65歳以上で介護保険の認定(要支援を含む)を受けていない人<br><健康生きがい課>                       |                     |   | 上記特定健康診査・健康診査の対象者=健診受診時<br>その他の人=上記期間内に個別に受診   | 基本チェックリストへの記入・問診等<br>無料 |  |

◆受診は、期間内、1人につき1回のみです。  
◆40歳以上75歳未満で国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、加入している医療保険者が実施する特定健康診査を受診してください。  
◆健診データについては、府医師会・国民健康保険団体連合会を通じて市に通知され、保健指導に利用します。また、特定健康診査の結果により、保健指導が必要な人には個別にお知らせします。

1 = 生活機能評価とは、年齢と共に現れる心身の機能低下を早期に発見するため、現在の状態をチェックし、介護が必要な状態になることを予防するものです。  
2 = 65歳未満の人は空腹時血糖値を測定するため、できるだけ食後10時間以上あけて受診してください(65歳以上の人は検査内容が異なります)。

## 一部負担金免除の申し込み方法

### <特定健康診査>

市国民健康保険に加入している昭和13年4月1日以降に生まれた非課税世帯に属する人...右の「免除申請書」に、必要事項を書き、持参で国民健康保険課へ。確認後、健診料免除券を発行しますので、同免除券を持って受診してください。

受診後の返金はできませんのでご注意ください。

### <健康診査>

40歳以上の生活保護世帯に属する人...右の「申込票」に、必要事項を書き、郵送か持参で健康生きがい課(〒611-8501住所省略可)へ。確認後、受診票を発行しますので、同受診票を持って受診してください。

### 免除申請書

国民健康保険非課税世帯のため健診料一部負担金の免除を申請します

| 保険証の記号番号 |   | 受診者氏名 | 生年月日 |
|----------|---|-------|------|
| 記号       | 宇 |       |      |
| 番号       |   |       |      |

### 申込票

市が該当の有無を確認することを同意のうえ記入してください

|        |        |   |   |       |
|--------|--------|---|---|-------|
| ふりがな氏名 |        |   |   | (男・女) |
| 生年月日   | 明・大・昭  | 年 | 月 | 日(満歳) |
| 住所     | 宇治市    |   |   |       |
| 電話番号   | ☎( - ) |   |   |       |

## 協力医療機関

診療時間などは各医療機関にお問い合わせください。

| 地域   | 医療機関名         | 電話番号    |
|------|---------------|---------|
| 六地蔵  | 六地蔵総合病院       | 33-1717 |
|      | 小田部小児科内科医院    | 32-6205 |
|      | 上口医院          | 38-2128 |
|      | 米田医院          | 33-4737 |
| 木幡   | 大石医院          | 31-8354 |
|      | 大石木幡医院        | 33-0306 |
|      | 小山医院          | 31-5455 |
|      | こう内科クリニック     | 32-1457 |
|      | 柴田医院          | 31-8756 |
|      | 神野医院          | 31-4874 |
|      | 中西整形外科クリニック   | 38-2559 |
|      | 八田医院          | 31-8902 |
| 平尾台  | かどさか内科クリニック   | 31-1077 |
| 五ヶ庄  | 宇治病院          | 32-6000 |
|      | 今井内科クリニック     | 31-5189 |
|      | おうばく駅前内科クリニック | 33-2828 |
|      | たのべ医院         | 33-8178 |
|      | 中田医院          | 38-2477 |
|      | 西堀診療所         | 33-2931 |
|      | 橋本整形外科        | 31-4511 |
| 菟道   | 藤井医院          | 31-8355 |
|      | 上田診療所         | 22-7586 |
|      | 大石三室戸医院       | 24-0306 |
|      | 谷口内科医院        | 22-2211 |
|      | 土井内科          | 24-1885 |
|      | 原田内科医院        | 23-5839 |
| 原田医院 | 33-3411       |         |
| 明星町  | いかだ医院         | 23-1736 |
| 宇治   | 宇治武田病院        | 25-2500 |

| 地域   | 医療機関名        | 電話番号    |
|------|--------------|---------|
| 宇治   | 板倉整形外科医院     | 24-1051 |
|      | 宇田医院         | 23-2166 |
|      | 神谷産婦人科医院     | 24-0097 |
|      | 高坂医院         | 21-2323 |
|      | スワ診療所        | 22-5068 |
|      | 田中診療所        | 21-2253 |
|      | 都倉病院         | 22-4521 |
|      | 服部医院         | 22-1111 |
|      | 増井医院         | 21-2063 |
|      | 松井整形外科医院     | 23-2055 |
|      | 村澤医院         | 21-1731 |
| 神明   | 森川医院         | 21-2016 |
|      | 本村医院         | 24-3481 |
|      | 第二岡本総合病院     | 44-4511 |
| 羽拍子町 | あかまつ内科クリニック  | 22-7831 |
|      | 中村医院         | 41-6500 |
| 白川   | こいずみ医院       | 48-1240 |
| 琵琶台  | 京都ゆうゆうの里診療所  | 28-1895 |
|      | 関医院          | 20-0012 |
| 広野町  | あづま整形外科クリニック | 43-5101 |
|      | 竹中内科         | 41-6259 |
|      | 高橋内科医院       | 44-0644 |
|      | 徳岡医院         | 43-8952 |
|      | 山下内科医院       | 41-7741 |
|      | 京都工場保健会宇治支所  | 48-1279 |
| 伊勢田町 | 浅妻医院         | 44-0888 |
|      | えんや医院        | 23-5331 |
|      | おやいづ医院       | 41-6013 |
|      | 金本伊勢田診療所     | 20-3727 |

| 地域     | 医療機関名       | 電話番号    |
|--------|-------------|---------|
| 伊勢田町   | 広田医院        | 43-0218 |
|        | あさくら診療所     | 46-5151 |
|        | 上ノ山吉岡医院     | 43-4181 |
| 大久保町   | 小山内科医院      | 46-3211 |
|        | 中村病院        | 44-8111 |
|        | 松田医院        | 44-7064 |
|        | 矢田会皮膚泌尿器科医院 | 41-6250 |
| 横島町    | 小林診療所       | 21-4725 |
|        | 中山医院        | 23-8010 |
|        | 西野医院        | 22-7883 |
| 小倉町    | 宇治川病院       | 22-1335 |
|        | 宇治徳洲会病院     | 20-1111 |
|        | 石川医院        | 22-4551 |
|        | 今林医院        | 21-4522 |
|        | 植田医院        | 21-6111 |
|        | 岡田医院        | 24-7755 |
|        | 大嶋診療所       | 22-2394 |
|        | 笹平診療所       | 21-4523 |
|        | 完岡医院        | 21-2507 |
|        | 高嶋医院        | 23-5513 |
|        | 鉢嶺医院        | 20-0255 |
|        | 堀江医院        | 21-4701 |
|        | 松田整形外科医院    | 21-4628 |
|        | 宮本医院        | 21-3934 |
| 山村内科   | 28-4331     |         |
| 万木内科医院 | 23-7778     |         |
| 西尾医院   | 23-8511     |         |
| 二宮内科医院 | 28-3101     |         |

長寿(後期高齢)医療制度加入者のみ受診可

# 19年分の所得税がかからなかった人へ

## ― 申告により市民税・府民税が減額されます ―

退職したり、出産や病気のために長期休職したりして、19年分の所得税がかからなかった人は、19年度の市民税・府民税が減額されることがあります。この措置を受けるためには、7月1日(火)から31日(木)までに申告が必要です。忘れずに申告してください。

19年に行われた税源移譲によって、多くの人の所得税が減り、その分、市民税・府民税が増えましたが(負担総額は変わらないような制度の仕組みになっていました)。

市民税・府民税は前年の所得をもとに計算するため、19年度の市民税・府民税が税源移譲により増額したが、退職などの理由で19年分の所得税がかからなかった人は、所得税の引き下げによる所得税の減額の影響を一切受けず、市民税・府民税の増額だけが生じることとなります。

このように19年分の所得税がかからなかった人で表1の対象者に該当する人は、19年度の市民税・府民税を減額する措置がとられます(19年分

(表1) 税源移譲時の年度間の所得変動に関する経過措置の対象者等

**対象者...次の両方を満たす人**

19年度の市民税・府民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、所得税との人的控除額の差(下表2)の合計額を超える。

20年度の市民税・府民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税との人的控除額の差(下表2)の合計額以下である。

(注)ただし、次の人には適用されません  
19年中に死亡した人  
海外に転出するなど、20年1月1日現在国内に居住していない人  
寄付金控除などの人的控除以外の控除や、住宅ローン控除などによって所得税額が0になった人

**減額される額**  
税源移譲後の税額から税源移譲前の税率で計算した税額を引いた額を減額し、還付します。なお、既に納期限の過ぎた市税に未納がある場合は、未納分に充当します。

(表2) 所得税と市民税・府民税の人的控除額の差

| 人的控除の種類 |                     | 差額   | 人的控除の種類   |          | 差額   |
|---------|---------------------|------|-----------|----------|------|
| 配偶者控除   | 一般                  | 5万円  | 扶養控除      | 老人       | 10万円 |
|         | 老人                  | 10万円 |           | 同居老親等    | 13万円 |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の所得が38万円超40万円未満  | 5万円  | 同居特別障害者加算 | 普通       | 1万円  |
|         | 配偶者の所得が40万円以上45万円未満 | 3万円  |           | 特別       | 10万円 |
| 扶養控除    | 一般                  | 5万円  | 障害者控除     | 一般の寡婦・寡夫 | 1万円  |
|         | 特定                  | 18万円 |           | 特定の寡婦    | 5万円  |
|         |                     |      | 勤労学生控除    | 1万円      |      |
|         |                     |      | 基礎控除      | 5万円      |      |

**1 19年度の免除及び若年者納付猶予の承認を受けた人**：社会保険庁から7月初旬に申請用紙が送付されます。引き続き免除・納付猶予を希望する場合は、8月29日(金)までに申請してください。

**申請の方法**

また、30歳未満の人には、免除申請以外に申請者本人と配偶者の前年所得のみで審査される若年者納付猶予制度があります(下表参照)。

### 免除・納付猶予となる所得基準

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 全額免除納付猶予 | → 35万円×(1+扶養親族等数)+22万円     |
| 3/4免除    | → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等  |
| 半額免除     | → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 |
| 1/4免除    | → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 |

【注意】3/4免除、半額免除、1/4免除が承認された場合でも、納付すべき保険料を2年以内に納付しなければ未納期間となります。

### 免除・納付猶予となる所得(収入)の目安(単位:万円)

| 世帯構成           | 全額免除納付猶予 | 3/4免除    | 半額免除     | 1/4免除    |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 単身世帯           | 57(122)  | 93(158)  | 141(227) | 189(296) |
| 2人世帯<br>夫婦のみ   | 92(157)  | 142(229) | 195(304) | 247(376) |
| 4人世帯<br>夫婦・子2人 | 162(257) | 230(354) | 282(420) | 335(486) |

表内の太文字は所得、( )内は給与収入の目安です。  
2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみ所得がある場合で、4人世帯の子は16歳未満の場合を想定しています。

### 保険料が免除された場合の各納付月額

| 3/4が免除された場合 | 半額が免除された場合 | 1/4が免除された場合 |
|-------------|------------|-------------|
| 3,600円      | 7,210円     | 10,810円     |

**3 19年度全額免除及び若年者納付猶予が承認(4分の3、半額、1/4)の1の免除及び失業を理由とする全額免除を除く)され、19年度の申請時に20年度以降の継続審査を希望した人**：申請は不要です。なお、審査結果は後日、社会保険事務所からはがきで通知されます。

19年分の所得の申告をしていない人は、継続審査ができません。至急、市民税課で申告してください。

**申請時の留意点**

失業(19年4月1日以降)により所得が減少した人：「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」などの写しを必ず添付してください。

19年分の所得の申告をしていない人：市民税課で所得の申告を済ませてから、免除・若年者納付猶予の申請をしてください。

20年1月2日以降に転入した人：前住所地(20年1月1日現在の住所地)の所得証明書(市町村役場で発行)、確定申告書の写し(税務署受付印のあるもの)、源泉徴収票のいずれかを添付してください。



### 国民年金

## 保険料免除・若年者納付猶予制度

7月1日(火)から受け付け開始

所得が少なく国民年金の保険料が納められない人は、市年金医療課に申請し、社会保険事務所承認を受けると、所得に応じて保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の納付が免除されます。免除申請の判定は、申請者本人や配偶者、世帯主などの前年所得に応じて審査されます(下表参照)。

**2 新たに免除及び若年者納付猶予の申請を希望する人**：年金手帳と印鑑(申請書が本人の自筆の場合は印鑑不要)を持って、市年金医療課の窓口で申請してください。

なお、7月31日(木)までに申請すると、19年7月以降(19・20年度分)の未納月分が対象になります。8月以降に申請の場合は、20年7月分からの対象になります。

19年1月1日及び20年1月1日ともに、市内に住所のある人で、今回の措置に該当すると思われる人には、6月末までに「市民税・府民税減額申告書」をお送りします。

**申告方法**：19年1月1日現在住所のある市区町村に申告書を提出してください(郵送可)。19年1月2日以降に本市に転入し、対象になると思われる人は、19年1月1日現在

在住所のある市区町村にお問い合わせください。申告に必要なもの：印鑑(認印)。添付書類等は不要です。

経過措置の適用を受けるには、19年中の課税所得金額を確定させる必要があります。退職などにより、19年から所得がなくなった人なども、20年度の市民税・府民税の申告する必要があります。

問 市民税課

7月31日(木)まで受け付け



## 「想いびと」への手紙

市では源氏物語千年紀事業として、「想いびと」への手紙を募集します。

家族、恋人、友達、恩師...。あなたの大切な人に伝えたい想いを手紙にしてみませんか。

**応募資格**...市内在住・在勤・在学の人

**応募方法**...応募用紙にあなたの「想いびと」への手紙(400文字以内)を書いて、7月31日(木)まで(必着)に、持参か郵送で各図書館へ。応募用紙は主な市の公共施設に置いてあります。

**応募上の注意**...応募作品は1人1点限りとし、返却しません。応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。

**表彰式**...11月9日(日)(副賞として図書券を贈呈)。後日、優秀作品をまとめた冊子を図書館などで配布します。

問 中央図書館 ☎39-9256  
東宇治図書館 ☎39-9182  
西宇治図書館 ☎39-9226



源氏繪巻帖巻四十七 総角 薫は大君への想いを片枝の紅葉に結び、文を贈ります。

# 情報BOX

**市役所への電話・郵便は**  
 ☎ 22-3141 (代表)  
 〒 611-8501 (個別番号のため住所省略可)  
**市役所のホームページは**  
<http://www.city.uji.kyoto.jp/>  
 問 = 問い合わせ・申 = 申し込み  
 申の書いていないものは直接会場へお越しください。

お電話は番号をよく確かめておかけください。

## 催し・お知らせ

### おやこっくらんど

▷とき...7月1日(火)、午前10時~11時半▷ところ...生涯学習センター▷対象...乳幼児とその親▷内容...七夕飾りを作る▷参加費...無料 問同センター(☎39-9500)  
**子育てまなびパーク**  
 子育てについて学び、交流する場です。▷とき...7月1日(火)、午前10時15分~11時15分▷ところ...生涯学習センター▷対象...乳幼児の親▷テーマ...子どもの排泄の自立▷講師...杉本一久さん(三室戸保育園園長)▷参加費...無料 問同センター(☎39-9500)

**6月30日(月)は市・府民税第1期の納期限です。お忘れなくご納付ください。**



市税の納付は  
 便利な口座振替で!  
 問 納税課

### リサイクル自転車販売会

▷とき...6月28日(土)、午前10時~正午(雨天決行)▷ところ...市役所庁舎北玄関▷価格・台数...5000円~、40台。購入者は防犯登録(登録料500円)が必要です。問市リサイクル自転車販売協議会事務局(同胞の家内、☎20-4080)  
**私立幼稚園保育料の補助**  
 ▷対象...4・5歳児(今年度中に満6歳になる子を含む)の保護者 20年度の市町村民税所得割課税額が18万3000円以下の世帯の3歳児(今年度中に満3歳になる子を含む)の保護者 申所定の申請書(各幼稚園から配布)を各園へ。補助金は各園を通じて12

月に支給予定。 問学校教育課

### なるほど! 血管を若々しく保つ食生活教室

楽しみながら栄養バランスについて、学びませんか。  
 ◆とき・対象...下表のとおり。時間はいずれも午後1時半~3時半  
 ◆ところ...うじ安心館  
 ◆内容...食診断・食体験・塩分が少ない食事の工夫の体験など  
 ◆定員...各30人(多数の場合抽選)  
 ◆参加費...無料  
 ◆申し込み...「血管を若々しく保つ食生活教室」参加希望・住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号を書き、郵送かEメールで6月27日(金)まで(必着)に、健康生きがい課(☎oubo-kenkou@city.uji.kyoto.jp)へ。

| 対象        | とき      |
|-----------|---------|
| 20~64歳の市民 | 7/3(木)  |
| 65歳以上の市民  | 7/11(金) |

地域子育て支援基幹センター このほかのひろば「子育て情報誌」をご覧ください。 問同センター(☎39-9109)

| 親子のひろば  |        | 13:30~15:00  |
|---------|--------|--------------|
| 6/25(水) | 東宇治幼稚園 | 2歳~就学前の子とその親 |
| でまえひろば  |        | 10:00~15:00  |
| 6/26(木) | 平尾北集会所 | 0歳~就学前の子とその親 |
| 7/1(火)  | 南山南集会所 | おもちゃ遊びなど     |
| 園庭開放    |        | 10:00~11:00  |
| 6/24(火) | 横島保育所  | 雨天中止         |
| 6/26(木) | 宇治保育所  | 雨天決行         |
| 6/26(木) | 大久保保育所 | 雨天中止         |
| 6/28(土) | 登り保育園  | 雨天決行         |

印は10:00~11:30

**交通バリアフリー推進連絡会の傍聴**  
 ▷とき...7月4日(金)、午後2時~4時▷ところ...議会棟3階第3委員会室▷定員...先着10人▷内容...交通バリアフリー事業の進捗状況 申7月1日(火)までに交通政策課へ。

**市の人口**  
 (平成20年6月1日現在)

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 世帯数 | 77,786世帯(前月比47世帯増) |
| 人口  | 193,314人(前月比29人減)  |
| 男   | 94,409人            |
| 女   | 98,905人            |

### 虫ムシ探検

昆虫採集の仕掛け作りや、カブトムシの探索、「川の広場」に生息するサワガニと触れ合います。カブトムシのプレゼントもあります。▷とき...7月12日(土)、午後1時~13日(日)、午前10時~1泊2日▷ところ...アクトパル宇治▷対象...4歳以上▷定員...40人(多数の場合抽選)▷参加費...中学生以下

= 3000円 高校生以上 = 3300円▷持ち物...水筒・雨具(カッパ)・着替え・タオル・長靴。ぬれてもかまわない服装で。 申「虫ムシ探検参加希望」参加者全員の氏名・年齢・性別と代表者の住所・郵便番号・電話番号を書き、6月30日(月)(消印有効)までに、はがきまたはファクスでアクトパル宇治(〒601-1392 西笠取辻出川西1、☎075-575-3501、FAX 075-575-3511)へ。当選者のみはがきで通知。

### 三種混合ワクチン(2期)を受けましよう

三種混合ワクチンの2期 ジフテリアと破傷風のワクチン)は、同1期の接種を完了し、基礎免疫ができています。追加接種の目的で行うものです。対象年齢の期間内に予防接種協力医療機関(市民カレンダー参照)で接種してください。予診票は各医療機関にあります。▷対象年齢...11歳以上13歳未満▷費用...無料。

京都市伏見区の一部医療機関でも接種できます。希望者は保健推進課までお問い合わせを。 問同課  
**認知症予防講座(難聴者教室)**  
 ▷とき...7月15日(火)、午後1時半~3時▷ところ...生涯学習センター▷対象...市内在住・在勤の難聴者とボランティア▷定員...先着30人▷内容...認知症予防の知識と予防に効果的なゲームを学ぶ▷参加費...無料▷要約筆記...あり 申7月4日(金)までに住所・氏名・ファクス番号を書き、ファクスで生涯学習課(FAX 21-0400)へ。

### 市民交流ロビーコンサート

**歌劇 カルメン**  
 女声コーラス「しあわせ」の皆さん

6月25日(水)  
 午後0時15分~45分  
 市役所1階市民交流ロビー

曲目 カルメンメドレー  
 問文化自治振興課

# 「地域福祉」ってなんだろう

## 地域支え合い出前講座

問地域福祉課

本市では、16年3月に総合的な福祉のまちづくり計画として「宇治市地域福祉計画」を策定しました。住民の誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくために、制度によるサービスを利便するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに支え合う関係をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

より多くの皆さんに、身近な地域で住民主体の福祉を進める「地域福祉」についての理解を深めていただくために、次のとおり担当職員を派遣します。

▽対象: 市内在住・在勤の人や市内で活動(福祉活動など)する10人以上の会合

▽内容: 地域福祉計画の考え方や地域福祉の取り組みについての説明など

▽会場: 原則として、市内の公共施設(会場の確保は申込者が行ってください)

▽派遣日時: 平日の午前9時~午後5時(正午、午後1時を除く)のうち2時間以内

▽費用: 無料(会場の費用は申込者が負担)

▽申込方法: 所定の申込書に必要事項を書き、郵送かファクスで希望日の3週間前までに地域福祉課(〒611-118501)にお願いします。

住所省略可、FAX 21-0407へ。なお、申込書は、同課・各公民館・各地域福祉センター・各地域包括支援センター・総合福祉会館にあるほか、市ホームページ(<http://www.city.uji.kyoto.jp/>)からも印刷できます。また、希望者にはファクスでもお送りします。

政治、宗教または営利を目的とする集会などは対象になりません。要望や苦情だけを一方的にお聞きする場ではありませんので、ご理解願います。



# 市内の3施設割引券

市では、市内の源氏物語ミュージアム・植物公園・茶室「対鳳庵」の3施設をより気軽にご利用いただくため、市民の皆さんを対象に、1世帯当たり年間10枚の割引券を発行しています。下に印刷してある割引券を切り取り、各施設をご利用いただくときに入場券の販売窓口にお渡しください。大人は500

円のところを400円でご利用いただくことができます。割引券の有効期間は、7月と8月の2か月間です。ただし、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)から9月2日(火)までの間、休館します。また、11月の市政だよりでも割引券5枚を印刷してお届けする予定です。

《問い合わせ》  
 源氏物語ミュージアム(宇治東内45-26、☎39-9300)  
 植物公園(広野町八軒屋谷25-1、☎39-9387)  
 茶室「対鳳庵」(宇治塔川2、☎23-3334)



| 施設利用<br>割引券   | 施設利用<br>割引券   | 施設利用<br>割引券   | 施設利用<br>割引券   | 施設利用<br>割引券   |
|---|---|---|---|---|
| 1施設ごとに1枚で1人のみ有効<br>源氏物語ミュージアム・植物公園<br>大人500円を400円に<br>小人250円を200円に<br>茶室「対鳳庵」<br>大人・小人とも500円を400円に                                | 1施設ごとに1枚で1人のみ有効<br>源氏物語ミュージアム・植物公園<br>大人500円を400円に<br>小人250円を200円に<br>茶室「対鳳庵」<br>大人・小人とも500円を400円に                                | 1施設ごとに1枚で1人のみ有効<br>源氏物語ミュージアム・植物公園<br>大人500円を400円に<br>小人250円を200円に<br>茶室「対鳳庵」<br>大人・小人とも500円を400円に                                | 1施設ごとに1枚で1人のみ有効<br>源氏物語ミュージアム・植物公園<br>大人500円を400円に<br>小人250円を200円に<br>茶室「対鳳庵」<br>大人・小人とも500円を400円に                                | 1施設ごとに1枚で1人のみ有効<br>源氏物語ミュージアム・植物公園<br>大人500円を400円に<br>小人250円を200円に<br>茶室「対鳳庵」<br>大人・小人とも500円を400円に                                |
| 《有効期間》<br>平成20年7月・8月<br>源氏物語ミュージアム、植物公園は月曜日休業(ただし、7月21日(祝)は開業し、翌22日(火)を休業します。また、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)~9月2日(火)の間、休館します。) | 《有効期間》<br>平成20年7月・8月<br>源氏物語ミュージアム、植物公園は月曜日休業(ただし、7月21日(祝)は開業し、翌22日(火)を休業します。また、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)~9月2日(火)の間、休館します。) | 《有効期間》<br>平成20年7月・8月<br>源氏物語ミュージアム、植物公園は月曜日休業(ただし、7月21日(祝)は開業し、翌22日(火)を休業します。また、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)~9月2日(火)の間、休館します。) | 《有効期間》<br>平成20年7月・8月<br>源氏物語ミュージアム、植物公園は月曜日休業(ただし、7月21日(祝)は開業し、翌22日(火)を休業します。また、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)~9月2日(火)の間、休館します。) | 《有効期間》<br>平成20年7月・8月<br>源氏物語ミュージアム、植物公園は月曜日休業(ただし、7月21日(祝)は開業し、翌22日(火)を休業します。また、源氏物語ミュージアムはリニューアル工事のため、7月28日(月)~9月2日(火)の間、休館します。) |
| 《問い合わせ》<br>源氏物語ミュージアム ☎39-9300<br>植物公園 ☎39-9387<br>茶室「対鳳庵」 ☎23-3334   |
| 宇治市   | 宇治市   | 宇治市   | 宇治市   | 宇治市   |